

## 都市計画法施行前後の名古屋市における街路整備費用負担方法の特質 —受益者負担を中心に—

小林啓祐

本稿は、名古屋市における街路整備にかかる費用負担方法の特質とその背景について明らかにするものである。

都市計画法施行前の名古屋市における街路整備の費用は、主に地元の地主・名望家によって負担されてきた。その負担方法に転機が訪れたのが、都市計画法が施行される時期であった。名古屋市の人口増加は著しく、社会基盤整備費用は増加の一途をたどっていた。しかし、他の大都市に比べて名古屋市の財政は脆弱であった。その結果、公債発行額の増加と並行して、地主・名望家による負担に代わり受益を根拠とした費用負担方法が導入されていった。

市街地においては、営業利益を受益とした企業負担、及び地価上昇を受益とした土地所有者負担が導入されていた。しかし、財源としては不安定であった。

市街地において十分に機能しなかった受益者負担であるが、郊外でとられた耕地整理及び土地区画整理の手法は機能していった。この方式をとることで、地主達は整備の元手となる資金が少なくすみ、受益者負担制度による負担を回避することが可能であった。上昇する地価を住民の利益として享受するためには、耕地整理及び土地区画整理を組合設立によって住民が行うことが重要であったのである。名古屋市としても殆ど費用を支出することなく街路の無償提供がなされるため、市街地で多額の費用を要して事業を進めるなかで福音となった。

名古屋市における街路整備では、各工事主体によって受益の解釈がなされた。そして、それに基づいて設定された受益者に対して費用負担が課されていた。異なる受益者に対して費用負担を重層的に課した点に、当時の名古屋市における費用負担方法の特質を見ることができる。企業や住民が受益者として負担するという方法は、都市計画法が施行される時期において幅広く活用され、名古屋市および住民に多大なる影響を与えていた。

## 日露戦後経営期の日本内地における植民地産品輸移入拡大の論理 —塩専売制度下の関東州塩輸入拡大を中心に—

前田廉孝

本稿は、日露戦後の日本内地における関東州租借地（遼東半島）からの食塩輸入拡大の要因について考察した。具体的には、清国へ向けた関東州塩輸出協定の交渉がどのように決裂したかを分析した。それを踏まえ、交渉決裂後の内地における関東州塩輸入の拡大過程を検討した。

本稿の考察より以下が明らかになった。関東都督府と東三省はそれぞれの財政収入を増加させるために関東州塩への課税を求めていた。しかし、関東都督府は日本内地向けを含む海外輸出用関東州塩へ対する東三省による課税を拒絶した。仮に東三省が輸出塩へ課税すれば、海外市場における関東州塩価格は上昇せざるを得なかった。そのために関東都督府は、東三省による課税が食塩輸出を縮小させ、自らの塩税収入が減少することを予期した。そこで関東都督府が東三省による課税を拒絶したが、そのことは交渉を決裂に導いた。そして、

交渉決裂後に大蔵省は、財政収入拡大を目的とした塩専売制度の下における食塩供給地として関東州製塩業を位置付けた。関東州における製塩費は日本内地のそれより低廉であった。したがって、たとえ本国政府と関東都督府が関東州塩へ二重に課税したとしても、関東州塩は内地塩より依然として安価であった。つまり、日本は本国政府と関東都督府双方の財政収入を増加させるために関東州からの食塩輸入を拡大させたのであった。

戦前期における植民地貿易史に焦点を当てた先行研究は、日本は金本位制下における正貨を節約するために植民地貿易の拡大を促進したと論じてきた。それらに対して本稿は、政府は財政収入を増加させるためにも植民地貿易の拡大を促進させたことを明らかにした。20世紀転換期において日本は、植民地の拡大に伴って財政状況が悪化した。そこで、日本政府は二重課税によって財政状況を改善するために内地経済と植民地経済の相互依存性を高めた。日本において植民地拡大による財政状況悪化は、植民地貿易を拡大させたのであった。

### ベルサイユ条約ザール規約をめぐる独仏間交渉と戦後ドイツ経済再建の与件 — ドイツからのザール地区向け生産物の輸入関税免除問題を中心に —

今久保幸生

ベルサイユ条約ザール規約附属書第 II 章 § 31-4 の、1920 年の発効後 5 年間のドイツからのザール地区向け生産物の輸入関税免除規定をめぐる独仏交渉は、戦後のドイツ経済再建の前提となる西部国境地域における自律的通商秩序の再形成と、これによるザール地区との貿易の継続の可能性と程度を左右した。

交渉では、フランス側が規約の制限的解釈による輸入関税免除規制を拡大させ、ドイツは自力ではこれを阻めなかった。

1924 年に、イギリスの対フランス戦略に規定された国際連盟理事会の介入によりドイツは漸く局面を打開しえた。また、西部地域占領の終了に伴い、ドイツは通関行政の自律性を再獲得し、ザールを含む西部の穴をほぼ封鎖しえた。だが、フランス側の § 31-4 への実質規制はほぼ移行期限まで貫徹した。このため、ドイツは、ザールに関わる自律的通商秩序を十分には再形成しえず、大戦期からのザールとの交易の継続等によるドイツ経済の再建への途に、意図通りには入れなかった。

移行期限後には、ザール地区へのドイツからの生産物輸入には高率のフランス一般関税が課され、ザールからドイツへの生産物輸入にはドイツの関税が課されるため、ドイツ・ザール間貿易の大幅縮小が予想された。フランスは、アルザス・ロレーヌ生産物のドイツへの無関税輸出権を失い、ドイツの通商自主権再獲得によるドイツ市場の喪失も予想された。そこで独仏の利害を調整するべく、1924 年 8 月に独仏通商条約交渉が開始された。だが、交渉は合意されぬまま移行期限を迎えた。ドイツは以後、ザールとの貿易の枠組みを、同地区のフランス関税制度への完全な編入を与件として、改めて模索せざるをえなかった。